

第 44 回「九州インタークラブ競技大会決勝」競技規定

主催：九州ゴルフ連盟

開催期日：平成 26 年 10 月 22 日（水）

開催会場：JR 内野カントリークラブ

〒820-0708 福岡県飯塚市弥山 740

TEL 0948-72-3223

FAX 0948-72-1720

1. ゴルフ規則

日本ゴルフ協会発行のゴルフ規則および本競技ローカルルールを適用する。

2. 競技委員会の裁定

競技委員会は競技の条件を修正する権限を有し、すべての事柄について、この委員会の裁定は最終である。

3. 使用球の規格

『公認球リストの条件・規則付 I (c)1b』を適用する。（ゴルフ規則175 ページ参照）

4. 使用クラブの規格

『適合ドライバーヘッドリストの条件・規則付 I (c)1a』を適用する。（ゴルフ規則174 ページ参照）

5. 溝とパンチマークの規格

「2010 年 1 月 1 日施行の溝とパンチマークの規格に適合するクラブの使用を求める競技の条件」を、適用する。（裁定 4-1/1）
（付属規則 II 5c 注 2 ゴルフ規則 196 ページ参照、2014-2015 ゴルフ規則裁定集 76 ページ 4-1/1 参照）

6. プレーの条件

18ホール・ストロークプレーによるチーム競技とし、出場選手6名中上位5名の合計スコアによって順位を決定する。

7. タイの決定

(1) 出場選手6名中上位5名の合計スコアがタイの場合は、6名全員の合計スコアにより順位を決定する。

(2) (1)がタイの場合は、順次最少スコアの者（最少スコアの者がタイの場合、次位の最少スコアの者を比較）のチームを上位とする。

(3) (2)がタイの場合は、55歳以上の第1順位登録者のスコアによる。

(4) (3)がタイの場合は、55歳以上の第1順位登録者のマッチング・スコアカード方式により順位を決定する。

8. 競技終了時点

本競技は、競技委員長の成績発表がなされた時点をもって終了したものとみなす。

9. 参加資格

本年度インタークラブ各県地区競技大会において、本競技への出場資格を取得したクラブ、および本競技開催クラブとする。なお、登録選手資格は、各県地区競技大会競技規定に準ずる。

競技委員会は、競技中も含めいつでも出場に相応しくないと判断した者の参加資格を取り消すことができる。

10. 選手登録、および選手名簿の提出

参加クラブは、1クラブ出場選手6名（55歳以上の者3名以上を含む）、および補欠選手2名（55歳以上の者1名以上を含む）を登録し、選手名簿に55歳未満と55歳以上別にスタート順・氏名・生年月日を記載して九州ゴルフ連盟に提出する。（年齢は平成26年12月31日現在を適用する。）なお、締切日以降に登録選手を変更する場合は、競技開催日前日 17:00 までに届出を行い、大会競技委員会が認めた場合は変更することができる。

11. 選手名簿提出締切日

10月3日（金）

締切日必着とし締切日以降の申込みは理由の如何を問わず受け付けない。

12. 登録選手の交代

出場選手が欠場する場合は、第1組のスタート30分前までに大会競技委員会へ選手交替届を提出し、該当欠場選手と予め登録した補欠選手を交替することができる。

13. 組合せおよびスタート時間

組合せ決定後参加クラブへ通知するとともに、九州ゴルフ連盟ホームページで発表する。

14. 賞

優勝クラブ	優勝楯、およびそのチーム出場全選手にメダル
2位・3位	表彰楯、およびそのチーム出場全選手にメダル
ベストグロス 選手全員に参加賞	最少スコアの選手に記念品を贈呈

15. 指定練習日

(1) 本競技開催日の2週間前から2回（原則として土・日・祝日を除く）チーム毎に開催コースに（出場選手6名、補欠2名）申込み、そのコースが予め定めた日時に練習することができる。

なお、大会前日の練習は14:00で打ち切るため、遠隔地クラブの練習を優先し開催県の出場クラブの練習は受けない。

(2) 規定の練習日および競技当日のプレー費（キャディフィ、税金など含む）は、参加チームが負担する。

(3) 規定による練習および競技当日のプレー費は、会員扱いとする。

16. 登録選手の待遇

別途通達による。

17. 成績発表

競技終了後、直ちに成績発表、表彰および閉会式を行なうので入賞チーム、およびベストグロスの選手は必ず出席すること。

18. 個人情報に関する同意内容

参加者は、参加申込みに際し、主催者が取得する参加申込者の個人情報を主催者の目的の範囲内で他に提供（公表）することについて、予め同意することを要する。

19. 肖像権に関する同意内容

参加者は、参加申込みに際し各種記録媒体による収録物、複製物あるいは編集物（適正範囲の編集に限る）にかかる競技者の肖像権を、本選手権競技に関して主催者の目的に反しない範囲で利用するために、主催者に譲渡することを予め承諾することを要する。